

秋田市西部市民サービスセンター構内駐車場等除排雪業務委託仕様書

秋田市西部市民サービスセンター構内駐車場等除排雪業務委託について、委託者秋田市（以下「甲」という。）および受託者（以下「乙」という。）は、次に定めるところにより業務を履行する。

1 履行場所

秋田市新屋扇町13番34号

秋田市西部市民サービスセンター

※別紙「秋田市西部市民サービスセンター構内除排雪要領図」を参照

2 基本事項

- (1) 作業員は、道路交通法、建設業法施行令に規定された有資格者に限る。
- (2) 熟練した作業員を配置し、作業員の経歴書を秋田市に提出すること。

3 履行期間

履行期間は、契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

4 業務内容

- (1) 新雪の除雪は、新積雪深がおおむね10cm以上になった場合又はなると予想される場合に甲の指示により速やかに実施すること。
- (2) 業務遂行時、圧雪層（降り積もった雪が、通行する車両の重量等で繰り返して圧縮された密度の高い雪の層）がある場合は、それを完全に除去し、通路および駐車場内を除排雪すること。
- (3) 除排雪業務は、次のように実施すること。
 - ア 除雪は、除雪ローダ（容量1.5 m³～1.7 m³）を使用すること。
 - イ 排雪は、ダンプトラック（10 t）を使用するものとし、その単価は秋田市の令和7年度道路除排雪単価表によるものとする。
 - ウ 業務の実施に際しては、原則として現場代理人（助手は不要）を派遣し、その現場代理人の下で行うこと。
 - エ 業務中の交通等安全確保に十分留意し、必要な標識の設置および円滑な通行誘導を行うこと。

5 実施時間

原則として、午前7時から午前8時までに実施すること。ただし、積雪状況により開始時間を考慮すること。

6 その他

- (1) 除排雪中に構内構造物を破損した場合は、乙の責任において原状復帰すること。
- (2) 労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、安全管理に万全を期して所定の業務を行うこと。